

所定疾患施設療養費の算定状況

平成29年度算定状況(平成29年7月～平成30年6月)

疾病名	年月	29年7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	7
尿路感染症	件数	2	1	2	10	0	0	1	3	1	1	2	2	25
	日数	5	5	9	4	0	0	6	15	7	7	14	14	86
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

算定要件

- 対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
- 所定疾患施設療養費の算定について
 - ※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。
 - ※ 同一の入所者について1月に1回、連続する7日間を限度として算定する。
 - ※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査内容等を記載しておくこと。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
 - 公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。